

注 記 事 項

(法人単位)

I. 重要な会計方針

1. 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

主たる業務である技術開発マネジメント関連業務については費用進行基準を採用しておりますが、これは業務達成基準及び期間進行基準を採用することについて、技術開発マネジメントに係る業務と費用の対応関係が必ずしも明らかでない等の理由により困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためです。

2. 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建	物	7	～	18	年				
車	両				6	年			
工	具	器	具	備	品	2	～	15	年

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

役職員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当期末に在職する役職員について、当期末の引当外賞与見積額から前期末の引当外賞与見積額を控除して計算しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金を計上する場合は役職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職一時金について運営費交付金により財源措置がなされる場合には、退職給付に係る引当金は計上していません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされる場合には、退職給付に係る引当金は計上していません。

数理計算上の差異は、各期の発生時における役職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

過去勤務債務は、各期の発生時における役職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の期から費用処理することとしております。

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金及び厚生年金基金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

(4) 保証債務損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を勘案し、損失負担見積額を計上しております。

4. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法(定額法)により評価しております。

5. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

移動平均法による低価法により評価しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は手元現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

8. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成26年3月末利回りを参考に0.640%で計算しております。

(2) 国又は地方公共団体の財産の無償貸借取引の機会費用

無償使用している財産については、減価償却費相当額を計上しております。

(3) 国からの出向職員の場合の機会費用

引当外退職給付増加見積額には、国からの出向職員に係る見積額が含まれております。

国からの出向職員に係る見積額 44,913,400円

9. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

II. 貸借対照表注記

1. 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額

229,271,360円

2. 運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額

9,035,048,852円

3. 固定資産の減損

(1) 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

固定資産の種類及び用途	場 所	減損後帳簿価額	減損損失累計額
土地			
伊東敷地	静岡県伊東市宇佐美洞ノ入3621番60	1,710,000円	9,590,000円

(2) 減損の認識に至った経緯

減損の認識を行った固定資産については、平成22事業年度決算において減損損失累計額を計上したところであるが、売却入札の不調が続いたため、再度、不動産鑑定士による鑑定評価を行ったところ、市場価格の下落が認められたため、当期において減損を認識し、減損損失累計額の測定を行いました。

(3) 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

資産区分	損益計算書に計上した金額	損益外減損損失相当額
土地	-円	5,050,000円

(4) 回収可能サービス価額が、正味売却価額である場合には、その旨及び算定方法の概要

減損の対象とした資産は、回収可能サービス価額を正味売却価額とし、不動産鑑定士による鑑定評価額を基礎として算定しております。

Ⅲ. キャッシュ・フロー計算書注記

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	50,181,582,680円
定期預金	△ 48,938,541,227円
資金期末残高	<u>1,243,041,453円</u>

Ⅳ. 有価証券関係

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:円)

区分	期末日における 貸借対照表計上額	期末日における 時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	3,499,057,575	3,509,070,000	10,012,425
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	6,497,811,554	6,480,550,000	△ 17,261,554
合計	9,996,869,129	9,989,620,000	△ 7,249,129

2. 満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(単位:円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	2,000,000,000	6,000,000,000	2,000,000,000	-
地方債	-	900,000,000	800,000,000	-
社債	-	500,000,000	-	-
その他	2,000,000,000	4,600,000,000	1,200,000,000	-

Ⅴ. 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な預金及び公社債等に限定しております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、地方債及び政府保証債等のみを保有しており株式等は保有しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注3)を参照のこと。)

(単位:円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	50,181,582,680	50,181,582,680	-
(2)未収金 貸倒引当金	1,042,912,103 △ 47,629,098 995,283,005	995,283,005	-
(3)有価証券及び投資 有価証券(満期保有 目的債券)	9,996,869,129	9,989,620,000	△ 7,249,129
(4)破産更生債権等 貸倒引当金	1,511,147,910 △ 1,511,147,910 -	-	-
(5)未払金	(6,218,339,035)	(6,218,339,035)	(-)
(6)債務保証	(1,762,219,800)	(1,762,219,800)	(-)

(注1) 負債に計上されているものは、()で示しております。

(注2) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券等に関する事項

(1) 現金及び預金、(2)未収金

未収金のうち、一般勘定及びエネルギー需給勘定に係るものについては、保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。現金及び預金、一般勘定及びエネルギー需給勘定を除く未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額をもって時価としております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券については、取引金融機関から提示された価格をもって時価としております。

(4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5) 未払金

未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額をもって時価としております。

(6) 債務保証

債務保証については、保証債務の履行可能性に基づいて計上した保証債務損失引当金をもって時価としております。

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位:円)

区分	貸借対照表計上額
敷金・保証金(※)	616,296,374

(※) 敷金・保証金については、将来のキャッシュ・フローの発生時期を適切に算定することは困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

VI. 賃貸等不動産関係

当機構は、静岡県に敷地を有しております。この賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位:円)

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
6,760,000	△ 5,050,000	1,710,000	1,710,000

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期増減額は、次のとおりであります。

減損による減少 △5,050,000円

(注3) 当期末の時価は、不動産鑑定士による鑑定評価額を基礎として算定しております。

当期における収益及び費用等の状況は、次のとおりであります。

(単位:円)

賃貸収益	賃貸費用	その他 (売却損益等)
-	71,763	-

(※) 遊休資産のため、賃貸収益は発生しておりません。

Ⅶ. 退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

役員は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構役員退職手当規程に基づき給付しております。

職員は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構職員退職手当規程に基づき給付しております。

また、年金については通産関係独立行政法人厚生年金基金に加入しております。同厚生年金基金の代行部分については、平成26年3月1日付けで厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成26年3月31日現在)

(1) 退職給付債務	12,350,080,198円
(2) 年金資産	3,768,388,823円
(3) 未認識数理計算上の差異	159,108,976円
(4) 未認識過去勤務債務	325,982,240円
(5) 退職給付引当金(1)－(2)＋(3)＋(4)	9,066,782,591円
(6) 運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額(※1)	△ 9,035,048,852円
(7) 貸借対照表引当金計上額(5)＋(6)	31,733,739円

(※1) 運営費交付金により財源措置がなされる一般勘定、電源利用勘定及びエネルギー需給勘定については、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

(※2) 当期末において測定される返還相当額(最低責任準備金)は2,657,766,835円であります。また、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払いが当期末に行われたと仮定して、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&AのQ0-1により「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる利益の見込み額は4,475,940,377円(運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額4,460,274,586円を含む。)であります。

3. 退職給付費用に関する事項(自平成25年4月1日～至平成26年3月31日現在)

(1) 勤務費用	266,482,762円
(2) 利息費用	189,651,481円
(3) 期待運用収益	△ 79,353,256円
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	△ 1,193,097円
(5) 過去勤務債務の費用処理額	△ 8,131,938円
(6) 退職給付費用(1)＋(2)＋(3)＋(4)＋(5)	367,455,952円
(7) 運営費交付金対象勘定にかかる退職給付費用	△ 366,184,212円
(8) 運営費交付金対象勘定にかかる一時金及び掛金支払額	186,576,093円
(9) 損益計算書退職給付費用計上額(6)＋(7)＋(8)(※)	187,847,833円

(※) 損益計算書の退職給付費用(業務費及び一般管理費)の合計となっております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(2) 割引率	1.5%
(3) 期待運用収益率	2.0%
(4) 数理計算上の差異の処理年数	9年
(5) 過去勤務債務の処理年数	8年

Ⅷ. 重要な債務負担行為

債務保証	3,179,108,340円
------	----------------

Ⅸ. 資産除去債務関係

当機構は、神奈川県その他の地域において、事務所等の不動産賃借契約に基づき、事務所等の退去時における原状回復に係る債務を有しております。また「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、事務所等の移転も含めた検討があり得ますが、移転時期が未定であることから、当該債務に関連する賃借資産の使用時期が明確でなく、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

X. 不要財産に係る国庫納付等関係

(1)不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要		(2)不要財産となった理由		(3)国庫納付等の方法
現金及び預金 帳簿価額: 15,830,391円		独立行政法人承継後に処分を行った政府出資金見合いの資産売却収入及び資産売却損の一部について、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められるため。		現金納付
(4)譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	(5)国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額	(6)国庫納付等の額	(7)国庫納付等が行われた年月日	(8)減資額
-	-	15,830,391円	平成25年12月24日	15,830,391円

XI. 重要な後発事象

該当事項はありません。

XII. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

「石炭経過勘定」については、災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第76号)附則第6条第1項の規定に基づき、平成25年4月1日付けで独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構へ一切の権利及び義務を承継しております。